

給与支払報告に関する給与所得者異動届出書

給与所得者に係る特別徴収

異動があった場合は、速やかに提出してください

(ア) 特別徴収税額(年税額)の欄には、特別徴収税額個人別明細書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。
 (イ) 特別徴収税額(年税額)の欄には、特別徴収税額個人別明細書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。
 (ウ) 特別徴収税額(年税額)の欄には、特別徴収税額個人別明細書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。
 一月一日以降退職時までの給与支払額は、退職時までには支払が確定した給与の額を記入してください。新勤務先では、一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

岡垣町長 宛	年 月 日		法人番号または個人番号										特別徴収義務者指定番号														
	所在地																										
	名称												連絡先														
	代表者の職氏名印												部署名 担当者 電話 () -														
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額(年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動の年月日	異動の事由	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額(支払予定額)								
	氏名	(旧姓) ()内は変更があった場合のみ記入																		円	月分	円	円	年	1. 退職	円	円
	個人番号																			円	月分	円	円	円	2. 転勤		
	1月1日現在住	岡垣町																		円	月分	円	円	円	3. 休職		
現住所											円	月分	円	円	円	4. 長期欠勤											
											円	月分	円	円	円	5. 死亡											
											円	月分	円	円	円	6. 特徴不能											

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○で囲んでください。記入がない場合は普通徴収とさせていただきます。

A. 一括徴収

(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収する。

一括徴収した税額は

月分で納入します。

() 月 () 日納期限)

一括徴収の理由

1. 異動が 年12月31日までで、申し出があったため。() 月 日申出)

2. 異動が 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定日 /

B. 普通徴収

(ウ)の額を本人が支払う。

岡垣町役場より、後日、本人あてに未徴収税額の納税通知書をお送りします。

死亡退職の場合で納税相続人代表者、または、海外出国の場合で納税管理人がわかる場合は記入してください。

フリガナ	続柄
氏名	
住所	
電話	

C. 特別徴収継続

(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収する。
 ※新勤務先へ回付してください。記入は新勤務先でお願いします。

所在地	〒 -	
フリガナ		
名称		
代表者の職氏名印		
担当者	電話	() -

月割額 円を 月分 () 月 () 日納期限) から納入する。

特別徴収義務者指定番号		
法人番号または個人番号		
※岡垣町記入欄	個人番号	事業所登録
	年	異動入力
	/	送 付
	/	月分納入書
	/	有・無